

令和5年10月2日

オークション参加者 各位



「JU 富山オークション規約」の一部改定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおり「JU 富山オークション規約」の一部改定を行います。つきましては、下記のとおり JU 富山のホームページ上に改定後の規約を公開しておりますので、内容をよくご確認下さいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

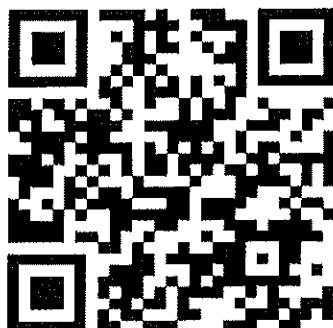
記

【改定後規約 公開先 URL】

<https://ju-toyama.com/aa-kiyaku20231001.pdf>

※ URL 中の「ー」は全てハイフン（半角）です

令和5年10月1日改定（令和5年10月5日開催 第1681回AAより適用）



上記 QR コードからもアクセスすることができます

JU富山 オートオークション規約改定について

【新旧対照表】

No.	箇所	改定前(～R5.9.28 1680AA)	改定後(R5.10.5 1681AA～)
		条文	条文
1	P4-1 第4章 第33条	(出品車両条件) ＜新設＞	(出品車両条件) 3. ナンバー付き車両は適切に封印が施されていること。 4. メインキー(エンジン始動ができる)を有していること (スマートキーの場合は必ずメカニカルキー又はそれに類するものが付属していること) (以降、項目番号を繰り下げる)
2	P6-2 第6章 第53条	(売買契約取引の契約解除) ＜追加＞	(売買契約取引の契約解除) 2. ペナルティーは 出品店都合の場合 10万円(違約金)+出品料+成約料+落札料 落札店都合の場合 ・落札金額500万円以下の場合 ペナルティー5万円+出品料+成約料+落札料 ・落札金額500万円以上1000万円未満の場合 ペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料 ・落札金額1000万円以上の場合 ペナルティー15万円+出品料+成約料+落札料
3	P7-1 第7章 第59条	(落札店の車両代金決済) ＜新設＞	(落札店の車両代金決済) 5. JU 即落サポート場合の入金期限は5日までとする。最終日が祝祭日又は金融機関の休日に当たるときは、その前の営業日を最終期限とします。
4	P8-4 第8章 第71条	(名義変更及び名義変更遅延についての罰則) ＜追加＞	(名義変更、抹消及び名義変更、抹消の遅延についての罰則) 3. 抹消の場合、抹消日の翌月2日までに報告した場合に限り、後日、自動車税を精算することができる。但し、翌月2日を過ぎて報告した場合、精算はできないものとする。 (以降、項目番号を繰り下げる)

5	P10-5 第10章 第93条	(クレーム免責及び申し立て却下の事項) ＜追加＞	(クレーム免責及び申し立て却下の事項) 18. 消耗品に関するクレーム コイルスプリング・ショックアブソーバー・ブレーキパッド・ディスクローター・エアコンガス・ペアリング類・シール類・ガスケット類・ベルト類・ブーツ類・ブッシュ類・油脂類等
6	別表2	【別表II】重大クレーム事項の受付期間と裁定 ＜新設＞	【別表II】重大クレーム事項の受付期間と裁定 6. CARFAX、AUTOCHECKにより判明した並行輸入車のマーター改ざん 評価点付き。 当日含む 1 カ月 R 点。 当日含む 1 カ月 低価格車。 当日含む 1 カ月 商談。 当日含む 1 カ月 10 年・10 万 km 超。 当日含む 1 カ月 (クレーム裁定欄) キャンセル時: ノーペナキャンセル+諸経費 (陸送費のみ) (以降、項目番号を繰り下げ)
7	別表4-1	【別表IV】ペナルティー裁定基準 ① 落札店都合によるキャンセル ＜追加＞	【別表IV】ペナルティー裁定基準 ①落札店都合によるキャンセル オークション当日(当該車両のセリ終了後 60 分、またはオークション終了後 30 分までのいずれか早い方の申し出があった場合に限る。) ・落札料 500 万円以下の場合 ペナルティー 5 万円+出品料+成約料+落札料 ・落札料 500 万円以上 1000 万円未満の場合 ペナルティー 10 万円+出品料+成約料+落札料 ・落札金額 1000 万円以上の場合 ペナルティー 15 万円+出品料+成約料+落札料 なお、商談落札によるキャンセルについては、商談成約後 60 分、またはオークション終了後 30 分までの申し出があった場合に限る。

		<p>【別表IV】ペナルティ裁定基準</p> <p>③納税証明書が成約車両に添付されていない場合 <追加> 落札店は車検満了日の前月から請求することができる。(必ずJU富山を介して申し出すこと) JU富山から出品店へ請求した日より7日以内にJU富山へ提出されない場合、ペナルティー1万円。以降1日経過毎2千円を加算(JU富山の休業日は除く)但し、納税証明書の提出が出来ない場合でも、納税されていることが確認できた場合は上記の限りではないものとする。</p> <p>③-2自動車税が未納で車検が受けられない場合 ペナルティー1万円 以降1日経過毎に2千円を加算(JU富山の休業日は除く)</p>	<p>【別表IV】ペナルティ裁定基準</p> <p>③納税証明書が成約車両に添付されていない場合 落札店は車検満了日の前月から請求することができる。(必ずJU富山を介して申し出すこと) JU富山から出品店へ請求した日より7日以内にJU富山へ提出されない場合、ペナルティー1万円。以降<u>1週間経過毎に1万円を加算する</u>。但し、納税証明書の提出が出来ない場合でも、納税されていることが確認できた場合は上記の限りではないものとする。</p> <p>③-2自動車税が未納で車検が受けられない場合 ペナルティー1万円 以降<u>1週間経過毎に1万円を加算</u></p>
9	別表5	<p>【別表V】コーナー特性(クレームに関する事項)</p> <p>コーナー及びコーナー特性に起因するクレーム制限 <変更></p>	<p>【別表V】コーナー特性(クレームに関する事項)</p> <p>コーナー及びコーナー特性に起因するクレーム制限</p> <p>①普通車壳切コーナー <u>原則、ノークレーム。</u> <u>但し、記載ミス、冠水車、消防剤散布車、法的問題車、機関・機構が不良で搬出時自走で積載車に載せられない場合等、JU富山が重大であると判断した場合はクレーム対象。</u></p> <p>③壳切現状コーナー <u>原則、ノークレーム。</u> <u>(冠水車、消防剤散布車の発覚、機関・機構が不良で搬出時自走で積載車に載せられない場合を含む)</u> <u>但し、記載ミス、法的問題車等、JU富山が重大であると判断した場合はクレーム対象。</u></p> <p>④10MAXコーナー <u>原則ノークレーム。但し、記載ミス、冠水車、消防剤散布車、法的問題車、機関・機構が不良で搬出時自走で積載車に載せられない場合等、JU富山が重大であると判断した場</u></p>

		<p><u>合はクレーム対象。</u></p> <p><u>⑤特殊コーナー</u></p> <p><u>原則、ノークレーム。(特殊装備機材の動作不良、冠水車、消防剤散布車、機関・機構が不良で搬出時自走で積載車に載せられない場合を含む)</u></p> <p><u>但し、記載ミス、法的問題車、JU富山が重大であると判断した場合はクレーム対象。</u></p> <p><u>⑥現状コーナー</u></p> <p><u>原則、ノークレーム。(冠水車、消防剤散布車、機関・機構が不良で搬出時自走で積載車に載せられない場合を含む)</u></p> <p><u>但し、記載ミス、法的問題車、JU富山が重大であると判断した場合はクレーム対象。</u></p>
--	--	---

JU即落サポートご利用規約

JU即落サポート規約内「7. 書類・代金決済 7-1項」に変更がございます。